

(6) 学習成果に係る評価及び卒業又は修了認定基準

【大学院医学研究科博士課程】

○東京医科大学大学院医学研究科規程（抜粋）

第5条 履修する学科目30単位以上の単位は共通基礎科目、共通科目、専攻に属する講座に最も重要な専門科目を次のように組合せて履修するものとする。

- (1) 共通基礎科目 2単位
- (2) 専門科目 18単位
- (3) 共通科目 10単位以上

第6条 学生は入学後原則として1ヵ月以内に主任教授の指示を受けてその研究題目並びに履修する学科目の選択を決定しなければならない。

第7条 学生は、前条によるほか、毎学年始め、主任教授の指示によって当該学年内に履修しようとする学科目を決め所定の様式により届け出なければならない。

第3章 試験

第8条 学科目の授業を受け、所定の科目を履修した者に対し、試験（以下「科目試験」という。）を行う。

第9条 平常の成績およびレポート等により、科目試験に代えることができる。

第10条 科目試験は原則として所定の期間内に行う。

第11条 病気その他の事由により試験を受けることができなかつた者については、科目担当教員が特に必要と認めた場合、追試験を行うことができる。

第12条 各学科目の試験成績はA・B・C・Dの評価をもってあらわしA・B・Cを合格とし、Dを不合格とする。ただし、Aは100点～80点、Bは79点～70点、Cは69点～60点、Dは59点以下とする。

2 合格した学科目については所定の単位を与える。

3 不合格の学科目については、次の学期に追試験を受けることができる。

第13条 学位論文は研究科に所定の期間以上在学し所定の単位を取得した後でなければ、これを提出することができない。

第14条 学位論文は指定の期間内に提出しなければならない。

2 社会人大学院・臨床研究系専攻については、主任教授推薦論文および症例報告等3報をもって学位論文に代えることができる。学位論文とは査読を要する雑誌に掲載又は掲載を許可された論文。主任教授推薦論文とは主任教授によって学位論文に準ずる価値があると推薦された論文。症例報告とは査読を要する学術誌又は学術誌に準ずる商業誌に掲載されたものを指す。主任教授推薦論文は、東京医科大学雑誌などにまとめて掲載する。

第15条 最終試験の成績は、合格及び不合格の2種とする。

第16条 学位論文及び最終試験の合格及び不合格は、審査委員会の報告に基づいて研究科委員会がこれを決定する。

第17条 大学院学則第10条による科目試験は口頭試問及び筆答試問とする。

○取得学位：博士（医学）